



長野県報

10月11日(木)
平成24年
(2012年)
第2411号

目 次

条 例

長野県防災会議条例及び長野県災害対策本部条例の一部を改正する条例（危機管理防災課）	6
長野県県税条例の一部を改正する条例（税務課）	6
保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（地域福祉課）	6
介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（健康長寿課介護支援室）	9
介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（健康長寿課介護支援室）	35
介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（健康長寿課介護支援室）	63
旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（健康長寿課介護支援室）	69
介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（健康長寿課介護支援室）	69
養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（健康長寿課介護支援室）	75
特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（健康長寿課介護支援室）	79
軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（健康長寿課介護支援室）	84
児童福祉法等に基づく事業者等の指定に係る申請者の要件等に関する条例（健康長寿課介護支援室）	88
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（障害者支援課）	88
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（障害者支援課）	104
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（障害者支援課）	114
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（障害者支援課）	116
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（障害者支援課）	122
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（障害者支援課）	124
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（障害者支援課）	126
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（障害者支援課）	133
婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（こども・家庭課）	140
児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（こども・家庭課）	142
資金積立基金条例の一部を改正する条例（労働雇用課）	152
長野県森林づくり県民税条例の一部を改正する条例（森林政策課）	152
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく指定獵法禁止区域等の標識の寸法等に関する条例（森林づくり推進課野生鳥獣対策室）	152
県営住宅等に関する条例の一部を改正する条例（住宅課）	153

告 示

平成24年10月5日成立した平成24年度補正予算の要領（財政課）	154
事務処理規則に基づく平成24年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等の指定（行政改革課）	155
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業所の廃止の届出（健康長寿課介護支援室）	155
公共測量の実施（2件）（建設政策課）	156
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	156
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	156
銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項の診断を行う医師の指定（生活環境課）	156
銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定（生活環境課）	157

公 告

地方卸売市場における卸売の業務の廃止の届出（農業政策課農産物マーケティング室）	157
家畜商法の規定による講習会の開催（園芸畜産課）	157
都市計画案の縦覧（都市計画課）	158
都市計画の変更及び都市計画案の縦覧（2件）（都市計画課）	158
一般競争入札（2件）（生活排水課）	159
一般競争入札（河川課）	161
一般競争入札（企業局）	162

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県防災会議条例及び長野県災害対策本部条例の一部を改正する条例（条例第48号）

- 1 災害対策基本法の一部改正に伴い、長野県防災会議の委員に自主防災組織を構成する者及び学識経験者を任命するため、条例で定める委員の定数を50人以内（現行40人以内）とするほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第49号）

- 1 寄附文化を醸成し、民間公益活動の促進を図るため、県内に事務所又は事業所を有する次の法人に対する寄附金を個人の県民税に係る寄附金税額控除の対象とするほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 特定公益増進法人等（公益社団法人・公益財団法人、社会福祉法人等）
 - (2) 認定特定非営利活動法人
- 2 この条例は、公布の日から施行し、平成24年1月1日以降に支出された寄附金について適用します。

◇ 保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（条例第50号）

- 1 生活保護法の一部改正に伴い、保護施設の設備及び運営に関する基準を定めました。
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。

◇ 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（条例第51号）

- 1 介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営に関する基準を定めました。
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。

◇ 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（条例第52号）

- 1 介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めました。
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。

◇ 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（条例第53号）

- 1 介護保険法の一部改正に伴い、指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営に関する基準を定めました。
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。

◇ 旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（条例第54号）

- 1 旧介護保険法の一部改正に伴い、指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営に関する基準を定めました。
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。

◇ 介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（条例第55号）

- 1 介護保険法の一部改正に伴い、介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めました。
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。

◇ 養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（条例第56号）

- 1 老人福祉法の一部改正に伴い、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めました。
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。

◇ 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（条例第57号）

- 1 老人福祉法の一部改正に伴い、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めました。
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。
-

◇ 軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（条例第58号）

- 1 社会福祉法の一部改正に伴い、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めました。
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。
-

◇ 児童福祉法等に基づく事業者等の指定に係る申請者等の要件に関する条例（条例第59号）

- 1 児童福祉法、介護保険法及び障害者自立支援法の一部改正に伴い、これらの法律に基づく事業者又は施設の指定に係る申請者等の要件を定めました。
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。
-

◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（条例第60号）

- 1 障害者自立支援法の一部改正に伴い、指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営に関する基準を定めました。
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。
-

◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（条例第61号）

- 1 障害者自立支援法の一部改正に伴い、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めました。
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。
-

◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（条例第62号）

- 1 障害者自立支援法の一部改正に伴い、指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営に関する基準を定めました。
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。
-

◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（条例第63号）

- 1 障害者自立支援法の一部改正に伴い、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めました。
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。
-

◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（条例第64号）

- 1 障害者自立支援法の一部改正に伴い、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めました。
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。
-

◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（条例第65号）

- 1 障害者自立支援法の一部改正に伴い、福祉ホームの設備及び運営の基準を定めました。
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。
-

◇ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（条例第66号）

- 1 児童福祉法の一部改正に伴い、指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準を定めました。

2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。

◇ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（条例第67号）

- 1 児童福祉法の一部改正に伴い、指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準を定めました。
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。

◇ 婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（条例第68号）

- 1 社会福祉法の一部改正に伴い、婦人保護施設の設備及び運営の基準を定めました。
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。

◇ 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（条例第69号）

- 1 児童福祉法の一部改正に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めました。
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。

◇ 資金積立基金条例の一部を改正する条例（条例第70号）

- 1 国のふるさと雇用再生特別交付金により造成した長野県ふるさと雇用再生特別基金を財源とした事業の終了に伴い、同基金を廃止しました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県森林づくり県民税条例の一部を改正する条例（条例第71号）

- 1 今年度をもって終了する長野県森林づくり県民税（県民税の均等割の税率に加算）について、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるためには森林資源の利活用を通じた森林づくりを継続的に行うことが重要になってくることから、当該森林づくりを行うための施策について使途を拡充するなどし、適用期間を5年間延長しました。
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。

◇ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく指定獵法禁止区域等の標識の寸法等に関する条例（条例第72号）

- 1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、指定獵法禁止区域等の区域内に設置する標識の寸法を定めるとともに、対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又はその数の制限に係る標識の設置等について必要な事項を定めました。
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。

◇ 県営住宅等に関する条例の一部を改正する条例（条例第73号）

- 1 公営住宅法の一部改正に伴い、県営住宅等の整備基準及び入居者資格を定めました。
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。

長野県防災会議条例及び長野県災害対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第48号

長野県防災会議条例及び長野県災害対策本部条例の一部を改正する条例

(長野県防災会議条例の一部改正)

第1条 長野県防災会議条例（昭和37年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第7号までに規定する」を「第8号までに掲げる」に、「40人」を「50人」に改める。

第3条中「及び第7号に規定する」を「から第8号までに掲げる」に改める。

(長野県災害対策本部条例の一部改正)

第2条 長野県災害対策本部条例（昭和37年長野県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

危機管理防災課

長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第49号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第21条の5第1項に次の1号を加える。

(3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの（前号に掲げる寄附金に該当するものを除く。）

ア 県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金

イ 公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条第1項の規定により知事又は長野県教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭

第142条の2中「第9条第5項」を「第9条第6項」に改める。

附則第1条の2第1項中「(大正11年法律第62号)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(県民税に関する規定の適用)

2 この条例による改正後の長野県県税条例第21条の5第1項の規定（同項第3号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）は、県民税の所得割の納税義務者が平成24年1月1日以後に支出する同号に掲げる寄附金について適用する。

税務課

保護施設の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布します。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第50号

保護施設の設備及び運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条－第15条）

第2章 救護施設（第16条－第24条）

第3章 更生施設（第25条－第30条）

第4章 授産施設（第31条－第36条）

第5章 宿所提供的施設（第37条－第42条）

第6章 医療保護施設（第43条）

第7章 雜則（第44条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第39条第1項の規定により、保護施設の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「保護施設」とは、法第38条第1項に規定する救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供的施設及び医療保護施設をいう。

2 この条例において「救護施設」、「更生施設」、「授産施設」、「宿所提供的施設」又は「医療保護施設」とは、それぞれ法第38条第2項から第6項までに規定する救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供的施設又は医療保護施設をいう。

(基本方針)

第3条 医療保護施設以外の保護施設（以下この章において「救護施設等」という。）は、入所者又は利用者（以下この章において「入所者等」という。）に対し、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な待遇を行うよう努めなければならない。

(人権擁護等)

第4条 救護施設等は、入所者等の人権に十分配慮するとともに、入所者等一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 救護施設等は、入所者等に対し、その人種、信条、社会的身分又は門地により差別的又は優先的な取扱いをしてはならない。

3 救護施設等の職員は、入所者等に対し、その心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(構造設備の一般原則)

第5条 救護施設等の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等

入所者等の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 救護施設等の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

(設備の専用)

第6条 救護施設等の設備は、専ら当該施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(職員の資格要件)

第7条 救護施設等の施設長は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)

第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 救護施設等の生活指導員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第8条 救護施設等の職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(研修)

第9条 救護施設等は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(秘密保持等)

第10条 救護施設等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 救護施設等は、その職員であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 救護施設等は、他の救護施設等に対して、入所者等又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ、文書により当該入所者等又はその家族の同意を得なければならない。

(苦情解決)

第11条 救護施設等は、その行った処遇に関する入所者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 救護施設等は、第1項の必要な措置を講ずるに当たり、苦情の公正な解決を図るために、当該救護施設等の職員以外の者を関与させなければならない。

4 救護施設等は、その行った処遇に関し、法第19条第4項に規定する保護の実施機関から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 救護施設等は、社会福祉法第85条第1項の規定により同法第83条に規定する運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 救護施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど職員が非常災害に対応できるようにするための必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第13条 救護施設等は、入所者等に対する処遇により事故が発生した場合は、県、市町村、入所者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 救護施設等は、入所者等に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(帳簿の整備)

第14条 救護施設等は、その設備、職員、会計及び入所者等の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならぬ。

(業務の質の評価等)

第15条 救護施設等は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者によるその評価を受け、その結果を公表するよう努めなければならない。

第2章 救護施設

(規模)

第16条 救護施設は、規則で定めるところにより、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 前項に定める規模の特例は、規則で定める。

(設備)

第17条 救護施設の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。)又は準耐火建築物(同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。)でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす救護施設の建物であって、知事が、火災予防、消防活動等に關し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されているものと認めたときは、この限りでない。

2 救護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 集会室
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 調理室
- (10) 事務室
- (11) 宿直室
- (12) 介護職員室
- (13) 面接室
- (14) 洗濯室又は洗濯場
- (15) 汚物処理室
- (16) 靈安室

3 前項各号に掲げる設備その他の設備の基準は、規則で定める。(職員)

第18条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。

(1) 施設長	(1) 居室
(2) 医師	(2) 静養室
(3) 生活指導員	(3) 集会室
(4) 介護職員	(4) 食堂
(5) 看護師又は准看護師	(5) 浴室
(6) 栄養士	(6) 洗面所
(7) 調理員（調理業務の全部を委託する救護施設を除く。）	(7) 便所
2 前項各号に掲げる職員の員数の基準は、規則で定める。	(8) 医務室
（居室の定員）	(9) 作業室又は作業場
第19条 一の居室の定員は、原則として4人以下とする。	(10) 調理室
（給食）	(11) 事務室
第20条 給食は、あらかじめ献立を作成して行うこととし、その献立は、栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならぬ。	(12) 宿直室
2 給食の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めなければならない。	(13) 面接室
（健康管理）	(14) 洗濯室又は洗濯場
第21条 救護施設は、入所者について、その入所時及び毎年定期に2回以上健康診断を行わなければならない。	2 前項各号に掲げる設備その他の設備の基準は、規則で定める。（職員）
（衛生管理等）	第27条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。
第22条 救護施設は、入所者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。	(1) 施設長
2 救護施設は、当該救護施設において感染症が発生し、又は蔓延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	(2) 医師
（生活支援等）	(3) 生活指導員
第23条 救護施設は、入所者の状況等に応じ自立に向けた支援計画を立て、その計画に基づき、その者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会の提供その他の必要な支援を行わなければならない。	(4) 作業指導員
2 救護施設は、入所者に対し、その精神的及び身体的条件に応じ、その機能を回復し、又はその機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えるなければならない。	(5) 看護師又は准看護師
3 救護施設は、入所者の日常生活に充てられる場所は、必要に応じ、暖房設備を設けることその他の措置を講じなければならない。	(6) 栄養士
4 救護施設は、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清きしなければならない。	(7) 調理員（調理業務の全部を委託する更生施設を除く。）
5 救護施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためにレクリエーション行事を行わなければならない。	2 前項各号に掲げる職員の員数の基準は、規則で定める。（生活指導等）
（給付金として支払を受けた金銭の管理）	第28条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう、入所者ごとにその精神及び身体の条件に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。（作業指導）
第24条 救護施設は、その設置者が入所者に係る規則で定める給付金の支給を受けたときは、規則で定めるところにより、当該支給を受けた金銭を管理しなければならない。	第29条 更生施設は、入所者に対し、前条の更生計画に従い、入所者が退所後自立するために必要な程度の技能を修得させなければならない。
第3章 更生施設	2 作業指導の内容を決定するに当たっては、地域の実情及び入所者の職歴を考慮しなければならない。（準用）
（規模）	第30条 第19条から第22条まで、第23条第3項から第5項まで及び第24条の規定は、更生施設について準用する。
第25条 更生施設は、規則で定めるところにより、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。（設備）	第4章 授産施設
第26条 更生施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。	（規模）
（設備）	第31条 授産施設は、規則で定めるところにより、20人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。（設備）
第26条 更生施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。	第32条 授産施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。
（設備）	(1) 作業室
第26条 更生施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。	(2) 作業設備
（設備）	(3) 食堂
第26条 更生施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。	(4) 洗面所
（設備）	(5) 便所

(6) 事務室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

(職員)

第33条 授産施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。

(1) 施設長

(2) 作業指導員

(衛生管理等)

第34条 授産施設は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 授産施設は、当該授産施設において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(工賃の支払)

第35条 授産施設は、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を、生産活動に従事している利用者に対して支払う工賃としなければならない。

(自立支援等)

第36条 授産施設は、利用者の状況等に応じ自立に向けた支援計画を立て、その計画に基づき、生産活動等の作業を通じた自立のための指導その他の必要な支援を行わなければならない。

第5章 宿所提供的施設

(規模)

第37条 宿所提供的施設は、規則で定めるところにより、30人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

(設備)

第38条 宿所提供的施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用するこにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 炊事設備

(3) 便所

(4) 面接室

(5) 事務室

2 前項各号に掲げる設備その他の設備の基準は、規則で定める。

(職員)

第39条 宿所提供的施設には、施設長を置かなければならない。

(居室の利用世帯)

第40条 一の居室は、やむを得ない理由がある場合を除き、2以上の世帯に利用させてはならない。

(生活相談)

第41条 宿所提供的施設は、利用者の生活の相談に応ずるなどその者の生活の向上を図ることに努めなければならない。

(衛生管理等)

第42条 宿所提供的施設は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 宿所提供的施設は、当該宿所提供的施設において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第6章 医療保護施設

(医療保護施設)

第43条 医療保護施設は、医療法(昭和23年法律第205号)その他

の医療に関する法令に基づき適切に運営されていなければならぬ。

第7章 雜則

(補則)

第44条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和62年3月9日前から引き続き存する救護施設については、第17条第2項第15号の規定にかかわらず、当分の間、汚物処理室を設けることを要しない。

地域福祉課

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例をここに公布します。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第51号

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則(第1条-第3条)

第2章 訪問介護

第1節 訪問介護(第4条-第40条)

第2節 基準該当訪問介護(第41条-第43条)

第3章 訪問入浴介護

第1節 訪問入浴介護(第44条-第52条)

第2節 基準該当訪問入浴介護(第53条・第54条)

第4章 訪問看護(第55条-第66条)

第5章 訪問リハビリテーション(第67条-第75条)

第6章 居宅療養管理指導(第76条-第83条)

第7章 通所介護

第1節 指定通所介護(第84条-第96条)

第2節 指定療養通所介護(第97条-第113条)

第3節 基準該当通所介護(第114条・第115条)

第8章 通所リハビリテーション(第116条-第125条)

第9章 短期入所生活介護

第1節 指定期入所生活介護(第126条-第143条)

第2節 ユニット型指定短期入所生活介護(第144条-第153条)

第3節 基準該当短期入所生活介護(第154条-第158条)

第10章 短期入所療養介護

第1節 指定期入所療養介護(第159条-第171条)

第2節 ユニット型指定短期入所療養介護(第172条-第176条)

第11章 特定施設入居者生活介護

第1節 指定特定施設入居者生活介護(第177条-第193条)

第2節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(第194条-第203条)

第12章 福祉用具貸与

第1節 福祉用具貸与(第204条-第215条)